

(案)

令和5年度匝瑳市夏期観光安全対策重点施策

海水浴場の開設の可否にかかわらず観光客の来遊に備え、匝瑳市夏期観光安全対策本部を設置し、関係機関・関係団体等の協力を得て、海岸線の事故防止対策をはじめ下記事項を重点的に実施する。

1 期間

令和5年7月15日(土)～8月15日(火) 32日間

2 事故防止対策

- (1) 堀川浜の他、市内海岸に遊泳禁止看板、避難場所誘導看板を設置する。
- (2) 市内海岸線に赤旗を約200メートル間隔で設置し、遊泳禁止区域での事故防止に努める。
- (3) 期間中、職員による海岸パトロールを実施し事故防止に努める。

3 環境衛生対策

海岸利用者による迷惑行為(ゴミの不法投棄、騒音、駐車場エリアでの火気の使用等)の防止に向けたマナー啓発

4 交通安全対策

違法駐車、迷惑駐車 of 追放に向けた啓発

5 防犯対策

- (1) 匝瑳警察署及び防犯指導員に、海岸線の危険海域(遊泳禁止区域等)のパトロールを要請し、防犯対策に努める。
- (2) 青少年の非行防止についても関係団体と連携し、非行防止及び事故防止に努める。

6 新型コロナウイルス感染症対策

感染状況に関する情報に留意しながら、対策を実施する。

7 その他

さまざまな媒体を使って、開設・不開設状況や遊泳禁止について発信・広報していく。